

鹿 劍 連 第 55 号  
令和 2 年 8 月 17 日

本 連 盟  
各 役 員  
各 支 部 長

鹿児島県剣道連盟  
会長 俣木正喜  
顧問(医師)  
諸木浩一

「対外試合(大会)開催にあたっての感染拡大予防ガイドライン」  
制定について

本連盟は、6月4日付で一般財団法人全日本剣道連盟が制定した「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(以下「全剣連ガイドライン」)の趣旨に沿った、「対外試合(大会)開催にあたっての感染拡大予防ガイドライン(以下「鹿剣連大会ガイドライン」)を制定しました。

県下各支部・団体におかれましては、「全剣連ガイドライン」及び「鹿剣連大会ガイドライン」を参考に、各支部・団体の実態に応じた、対外試合(大会)の運営、開催に努めていただきますようお願いいたします。

「鹿剣連ガイドライン」は、「全剣連ガイドライン」、厚労省の「新しい生活様式」、文科省の「学校の新しい生活様式」等、現段階で得られている知見等に基づき作成したものです。今後の知見の集積及び各連盟・団体の状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることもご承知おきください。

記

対外試合(大会)開催にあたっての感染拡大予防ガイドライン

はじめに

鹿剣連(以下ガイドラインにおいて「主催者」)は、以下の方針に基づいて対外試合(大会)を開催する。

- (1) 試合会場となる施設の方針を遵守するものとする。
- (2) 試合者並びに関係者に対し、この「対外試合（大会）ガイドライン」の内容を徹底する。
- (3) 密集・密接を避けるために試合会場の広さを勘案した計画を策定する。
- (4) 試合者並びに監督以外（例えば、付き添いや見学者）は原則として入場できないことを、あらかじめ周知徹底する。但し、小学生の大会については、大会ごと要項に記載する。
- (5) 試合者並びに関係者に対し、この「対外試合（大会）ガイドライン」を遵守し、安全な対外試合（大会）の運営に協力するよう要請する。

### 1 対外試合(大会)実施に向けて

- (1) 施設の入場口・受付・講習会場・駐車場は広いスペースを確保する。
- (2) 試合者はあらかじめ記入した「体調確認票」を受付に提出する。
- (3) 消毒剤（手指・物）・非接触型体温計・マスク・ゴム手袋等、感染防止品を準備する。
- (4) 手洗い、うがいのできる場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に消毒用アルコールを配置する。

### 2 審判員・監督・係員

- (1) 家庭用マスクを着用のうえ、フェイスシールド（鹿剣連主催の大会については、鹿剣連で準備する）を着用する。
- (2) あらかじめ「体調確認票」を記入して持参し、事務局へ提出する。
- (3) 受付係員等は、ゴム手袋を着用する。
- (4) 審判員は、自分の審判旗使用以外は、ゴム手袋を着用する。
- (5) こまめに手洗い・うがい・手指消毒を行う。
- (6) フィジカル・ディスタンス（人と人との距離、最低1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにし、不要な会話を避ける。

### 3 当日受付

- (1) 試合者の整理誘導を行う。入場は原則として試合者及び監督のみとする。
- (2) 受付では、入場者すべてに、手指消毒を徹底させマスクを着用させる。
- (3) 試合者に「体調確認票」を提出させ、内容を確認する。
- (4) 「体調確認票」で問題がある場合は、参加させない。
- (5) 「体調確認票」を持参しなかった入場者には、その場で非接触型体温計等に

より体温測定を行い、「体調確認票」に必要事項を記入させる。

- (6) やむを得ず行列になる場合に備え、並ぶ場所の床に2メートル毎に目印のテープを貼る。
- (7) 対面する場合は、アクリル板・透明シート等で飛沫を遮断する。
- (8) 受付場所が密集にならないよう入場制限を行う。

#### 4 試合・審判規則の運用に関して

- (1) 今年度は講習会が現時点で開催されていないので、審判員は令和元年度の講習会参加者から委嘱する。
- (2) 飛沫飛散防止等の観点から、鹿児島県内の大会においては・審判規則に、以下を追加する。
  - ① 試合者は、「面マスク」を必ず着用すること。着用していない場合は出場できない。また、併せて「シールド」を着用することが望ましい。
  - ② 試合者は、鏢競り合いを避けること。やむを得ず鏢競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出すこと。密着状態の時には、発声は行わないこと。ただし、密着状態が続く場合は、主審が「分かれ」を宣告する。
- (3) 「面マスク」等の用具装着によって熱中症に罹患することを防ぐため、試合時間の基準を、小学生2分、中学生2分30秒、高校生4分、大学・一般5分とする。時間内に勝敗が決しない場合、団体戦においては引き分けとする。個人戦においては以下の方法で延長戦を行う。
  - ① 小学生 2分の延長戦を1度行う。延長戦でも勝敗が決しない場合は、判定で勝敗を決する。
  - ② 中学生 1回2分30秒の延長戦を勝敗が決するまで行う。ただし、延長戦の偶数回終了時には、試合者は面を外して休息し、水分補給を行う。
  - ③ 高校生 延長戦を4分とし、中学生と同様の方法で行う。
  - ④ 大学・一般 延長戦を5分とし、中高生と同様の方法で行う。※ただし、休息をとる間隔や長さについては、当日の環境や試合者の状態に応じて柔軟に対応する。
- (4) 審判員は、以下のことに留意すること。
  - ① フェイスシールドと家庭用マスクの両方を、常時（審判時・待機時）着用すること。
  - ② 整列時は、審判間に適切な距離（最低1メートル）を取ること。
  - ③ 審判旗は、各自で持参することが望ましい。

## 5 試合運営に関して

- (1) 密集及び飛沫飛散を避けるため、試合場内・選手席では、以下のとおりとする。
  - ① 選手席に入れる者は、監督と選手・補員のみとし、付き添いは入れない。
  - ② 試合者は、整列時には面マスクを着用し、試合者間に適切な距離（最低1メートル）を取る。
  - ③ 監督は、試合者・次試合者等への指示を行わない。
  - ④ 試合場内では、ミーティングを行わない。
  - ⑤ サインなどによる指示、試合者への声援、試合者交代時の握手等の禁止行為を行わない。
- (2) 試合場内での密集を避けるため、試合場・選手席・審判席・係員席等の間隔が十分に確保されるように試合場を設営すること。特に、選手席は、選手が密集・密着しないよう配置を工夫すること。

また、人数を制限するため、次試合以降の選手待機場所等についても工夫すること。
- (3) 係員の役割を明確にし、必要最低限の人数で運営すること。

## 6 施設内

- (1) 試合会場
  - ① 多くの人が触れる用具、箇所(ドアノブ等)を定期的に消毒する。
  - ② 送風機等を利用して常に換気を適切に行う。
  - ③ 試合場の余地を十分設ける。(試合者同士の密集・密接を避ける)
- (2) 洗面所(トイレ)
  - ① トイレ出入口にアルコール消毒液を用意する。
  - ② 手洗い場には石鹸(ポンプ式)を用意する。
  - ③ ペーパータオルを用意する。(乾燥装置は使用させない)
- (3) 待機スペース(フロアー内)
  - ① 広さにはゆとりを持たせ、3密を避ける。

(難しい場合は、入室制限する等の措置を講ずる)
  - ② 送風機等を利用して換気を適切に行う。
- (4) 役員・審判員控え室
  - ① 飲食物を扱う場合は、手洗い、手指消毒を行う。
  - ② 役員・審判員控え室での湯茶接待は簡素化する。
- (5) 観覧席
  - ① 試合者及び監督以外(保護者等)の入場は原則として認めない。

- ② 観覧席がある場合、参加者の休憩場所にあてる。  
試合者及び監督同士が密集・密接にならないようにする。(必要に応じて、観覧席の席数を減らすなどの対応をする)

(6) ゴミの廃棄

- ① ゴミを回収する場合は、マスク・ゴム手袋を着用する。  
(回収時は、ビニール袋に入れて密閉する)
- ② マスクや手袋を外した後は、必ず石鹸や流水で手洗い、手指消毒をする。

## 7 試合者

- (1) 「体調確認票」の記述で症状等問題がある場合は、参加できない。
- (2) 受付終了者は、観覧席等に移動し待機する。(密集にならないように1席空けて間隔を取る)
- (3) 係員等の指示に従って大会を実施する。
- (4) 家庭用マスク及び面マスクの着用について  
家庭用マスクは、試合会場への往復途上・待機中・休憩中に着用し、感染予防に努める。試合中は面マスクを着用する。併せて「シールド」を着用することが望ましい。
- (5) 会場入り口に消毒液を設置し、試合者に手指の消毒を徹底させる。
- (6) 会場内へは、試合者及び監督・係員以外は原則として入場を禁止する。(保護者は送迎・受付のみとする)
- (7) フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル)を常に保つようにする。
- (8) 上下足の区別を徹底する。(素足のまま屋外へ出ない)
- (9) その他、下記について厳守する。
  - ① こまめな手洗い・うがい・手指の消毒をする。
  - ② 会場内での会話は控えめにする。
  - ③ すべての待機者は必要なく移動しない。
  - ④ 各自でこまめに水分補給する。
  - ⑤ 飲食は指定場所で行う。
  - ⑥ 体調が悪くなった場合は、遠慮なく係員に申し出る。
  - ⑦ ゴミの放置や忘れ物をしないようにする。
  - ⑧ 係員の指示に従い、円滑な講習会運営に努める。
  - ⑨ トイレはふたを閉めてから流す。

## 8 大会運営に関して

- (1) 試合者の年齢や性別・習熟度、大会規模、施設、気象、環境等を考慮した上で、感染症の感染拡大防止及び熱中症予防に向け、適切な大会運営を行うこと。
- (2) 「体調確認票」は鹿剣連で一ヶ月間保管する。
- (3) 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、鹿児島県剣道連盟(099-255-8778)に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告する。
- (4) 「体調確認票大会用」は、鹿児島県剣道連盟ホームページに掲載する。
- (5) 必要に応じて、以下のことについても検討すること
  - ① 入場制限
  - ② 開会式・閉会式・審判会議の簡略化
  - ③ 試合前の準備運動・アップ方法
  - ④ 受付方法
  - ⑤ 更衣方法
  - ⑥ 会場内での発声を伴う挨拶の自粛要請(黙礼・会釈)
  - ⑦ 観客席制限・会場巡回
  - ⑧ 上下足の区別周知(素足での立ち入り禁止)
  - ⑨ その他、必要とすること